



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県企画総務部
総務監察課法制文書室

定期第707号 令和6年5月28日発行

目次

【告示】

番号	表題	担当課名
251	令和6年度自衛官候補生の募集期間、採用試験の試験期日、試験場等を告示する件	防災対策推進課
252	特定調達契約について一般競争入札により落札者を決定した件	管財課
253	同	同
254	特定調達契約について随意契約の相手方を決定した件	情報政策課
255	歳入の徴収の事務を私人に委託した件	サステナブル社会推進課
256	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の規定による公聴会を開催する件	鳥獣対策・里山振興課
257	歳入の徴収の事務を私人に委託した件	林業振興課

【選挙管理委員会告示】

番号	表題	担当課名
45	政治資金規正法の規定に基づき届出のあった政治団体の名称等を公表する件	
46	政治資金規正法の規定に基づく政治団体の届出事項の異動の届出があった件	
47	政治資金規正法の規定に基づく政治団体の解散の届出があった件	

【選挙管理委員会告示】

番 号	表 題	担当課名
4 8	地方自治法の規定による条例の制定又は改廃の請求及び監査の請求をする場合の県議会議員及び知事の選挙権を有する者の50分の1の数を告示する件	
4 9	地方自治法の規定による県議会の解散の請求、知事の解職の請求及び主要公務員の解職の請求をする場合の県議会議員及び知事の選挙権を有する者の総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数を告示する件	
5 0	地方自治法の規定による県議会議員の解職の請求をする場合の小松島・勝浦選挙区における県議会議員の選挙権を有する者の3分の1の数を告示する件	
5 1	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定による県教育委員会の教育長又は委員の解職の請求をする場合の知事の選挙権を有する者の総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数を告示する件	

徳島県告示第二百五十一号

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）第一百四十四条、第一百七十七条第一項及び第一百八十条の規定により、令和六年度の陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生の募集期間、採用試験の試験期日、試験場等を次のとおり告示する。

令和六年五月二十八日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 募集期限、試験期日及び試験種目

男子及び女子の陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生

試験回	募集期限	試験期日	試験種目
第一回	令和六年六月十八日 （火曜日）まで	令和六年六月二十九日 （土曜日）	筆記試験、口述試験、適性検査、身体検査及び経歴評定

備考

- 筆記試験及び適性検査については、試験期日前にインターネットを利用する方法により受験するものとする。
- 筆記試験は、国語（作文を含む。）、数学、地理歴史及び公民につき、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に定める高等学校卒業程度の学力について試験するものとする。

二 試験場

男子及び女子の陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生

試験回	名称	位置
第一回	海上自衛隊徳島航空基地	板野郡松茂町住吉字住吉開拓三八

三 応募資格

日本国籍を有し、採用予定月の初日現在で十八歳以上三十三歳未満の者で、学校教育法に定める高等学校卒業程度以上の学力を有し、かつ、次のいずれにも該当しないもの

- 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

- 法令の規定による懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

四 採用予定月

令和七年三月又は四月

五 志願票の受領及び提出先

志願票は、各市役所若しくは各町村役場又は自衛隊徳島地方協力本部若しくはその出張所等で受領し、提出すること。

徳島県告示第百五十二号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第十二号）第一条に規定する特定調達契約について一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第百七十二号）第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和六年五月二十八日

徳島県知事 後藤田 正 純

- 一 落札に係る物品等の名称及び数量
教育用タブレット（Windows） 二千台（賃貸借）
- 二 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地
徳島県教育委員会事務局教育DX推進課
徳島市万代町一丁目一番地
- 三 落札者を決定した日
令和六年五月二日
- 四 落札者の氏名及び住所
株式会社J ECC
東京都千代田区丸の内三丁目四番一号
- 五 落札金額
三百九十九万八千円（月額）
- 六 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 七 一般競争入札の公告を行った日
令和六年三月二十二日

徳島県告示第二百五十三号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第十二号）第一条に規定する特定調達契約について一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和六年五月二十八日

徳島県知事 後藤田 正 純

- 一 落札に係る物品等の名称及び数量
教育用タブレット（Chromebook） 二千台（賃貸借）
- 二 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地
徳島県教育委員会事務局教育DX推進課
徳島市万代町一丁目一番地
- 三 落札者を決定した日
令和六年五月二日
- 四 落札者の氏名及び住所
三菱HCキャピタル株式会社
東京都千代田区丸の内一丁目五番一号
- 五 落札金額
三百十三万五千円（月額）
- 六 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 七 一般競争入札の公告を行った日
令和六年三月二十二日

徳島県告示第二百五十四号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第十二号）第一条に規定する特定調達契約について随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和六年五月二十八日

徳島県知事 後藤田 正 純

- 一 契約に係る特定役務の名称及び数量
令和六年度ローカル5G運用保守業務 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地
徳島県企画総務部情報政策課
徳島市万代町一丁目一番地
- 三 契約の相手方を決定した日
令和六年四月一日
- 四 契約の相手方の氏名及び住所
ケーブルテレビ徳島株式会社
徳島市新蔵町一丁目一七番地
- 五 契約金額
七千九百九万三千円
- 六 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 七 随意契約による理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十一条第一項第一号

徳島県告示第二百五十五号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第十二号）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる同令第一条の規定による改正前の地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、令和六年四月一日次の事務を特定非営利活動法人大川原に委託した。

令和六年五月二十八日

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県立佐那河内いきものふれあいの里の設置及び管理に関する条例（平成四年徳島県条例第十九号）第八条の規定による使用料の徴収の事務

徳島県告示第二百五十六号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第四項において準用する同法第二十八条第六項の規定により、公聴会を次のとおり開催する。

令和六年五月二十八日

徳島県知事 後藤田 正 純

日時	場 所	案 件
令和六年六月二十日（木曜日）午前十時から	那賀郡那賀町木頭字前田四三番地 一 木沢総合防災センター二階会議室	黒滝山鳥獣保護区特別保護地区（那賀町、既指定、面積八十ヘクタール、存続期間十年間）の再指定について
令和六年六月二十日（木曜日）午後一時三十分から	那賀郡那賀町延野字王子原三一番地一 那賀町役場相生庁舎会議室	あいあいらんど鳥獣保護区特別保護地区（那賀町、既指定、面積五十ヘクタール、存続期間十年間）の再指定について

備考 公聴会に関する問合せ先

徳島県南部総合県民局保健福祉環境部環境担当（電話 八八四 二八 九八六二

）

徳島県告示第二百五十七号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第十二号）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる同令第一条の規定による改正前の地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、令和六年四月一日次の事務を株式会社あわわに委託した。

令和六年五月二十八日

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県立木のおもちゃ美術館の設置及び管理に関する条例（令和二年徳島県条例第七十四号）第十一条第一項及び第二項に規定する使用料の徴収の事務

徳島県選挙管理委員会告示第四十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定に基づく政治団体の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

令和六年五月二十八日

徳島県選挙管理委員会委員長 中 田 丑 五 郎

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
徳島県作業療法士連盟	上田裕久	田中茂	徳島市東吉野町二丁目一六番地	令和六年五月九日
税理士による 仁木博文後援会	岩佐誠志	濱口恭一	徳島市西新町二丁目三五番地竹 田ビル二F	令和六年五月七日

徳島県選挙管理委員会告示第四十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定に基づく政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和六年五月二十八日

一 政党の支部

徳島県選挙管理委員会委員長 中 田 丑 五 郎

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	異動の内容	異動年月日
自由民主党 徳島県支部連合会	重清佳之	代表者の氏名	新 重清佳之 旧 中西祐介	令和六年 四月十三日

二 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	異動の内容		異動年月日
しおぎてるちか後援会	潮崎焜及	代表者の氏名	新 潮崎焜及 旧 米田実郎		令和六年 四月十日
竹内よしのり後援会	竹内孝明	代表者の氏名	竹内孝明	山下茂秋	令和六年 四月二十二日
遠藤彰良後援会	皆本一雄	主たる事務所の所在地	徳島市西大工町五丁目三三番地	徳島市佐古一番町七三番	令和六年 四月十六日
柿内久弥後援会	福井雅彦	会計責任者の氏名	柿内裕充	柿内英男	令和六年 四月二十九日

鳴門市医師連盟		中西祐介後援会	税理士による	井上ツトム後援会	新しい徳島をつくる会	宮本ひろゆき後援会						
鵜飼伸一		日下雅史		井上務	井上務	宮本敬行						
氏名	会計責任者の氏名	代表者の氏名	氏名	会計責任者の氏名	所在地	主たる事務所の所在地	所在地	主たる事務所の所在地	氏名	会計責任者の氏名	代表者の氏名	
香川賢一		鵜飼伸一	濱口恭一		六	徳島市北沖洲四丁目二・六	六	徳島市北沖洲四丁目二・六	一三・一二	板野郡北島町高房字百広花	宮本敬行	宮本敬行
元木康文		吉田成仁	岩佐誠志		徳島市住吉六丁目一・六		徳島市住吉六丁目一・六	二・五	板野郡北島町高房字東堤下	生藤康弘	天羽重義	
五月一日	令和六年	五月二日	令和六年	五月一日	令和六年	五月一日	令和六年	四月二十五日	令和六年			

徳島県選挙管理委員会告示第四十七号
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第一項の規定に基づく政治団体の解散の届出があったので、同条第三項の規定により、次のとおり告示する。
 令和六年五月二十八日

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

徳島県選挙管理委員会委員長 中 田 丑 五 郎

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
森 本 吉 治 後 援 会	高 橋 義 英	令和五年十二月二十日
岸 本 泰 治 後 援 会	鈴 江 実 騎	令和六年五月二日
泰 朋 会	寺 内 啓 治	令和六年五月二日
轟 ゆ き む ね 後 援 会	轟 勇 輝 心	令和六年四月三十日
岡 孝 治 後 援 会	森 本 誠 治	令和六年五月十三日
堀 本 信 之 後 援 会	笠 井 哲 人	令和六年五月十一日
見 田 治 後 援 会	井 上 純	令和六年五月十一日

徳島県選挙管理委員会告示第四十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項の規定による条例の制定又は改廃の請求及び同法第七十五条第一項の規定による監査の請求をする場合の県議会議員及び知事の選挙権を有する者の五十分の一の数は、次のとおりである。

令和六年五月二十八日

徳島県選挙管理委員会委員長

中 田 丑 五 郎

一、二、一四二人

徳島県選挙管理委員会告示第四十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十六条第一項の規定による県議会の解散の請求、同法第八十一条第一項の規定による知事の解職の請求及び同法第八十六条第一項の規定による主要公務員の解職の請求をする場合の県議会議員及び知事の選挙権を有する者の総数のうち四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和六年五月二十八日

徳島県選挙管理委員会委員長

中 田 丑 五 郎

一六七、八四六人

徳島県選挙管理委員会告示第五十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条第一項の規定による県議会議員の解職の請求をする場合の小松島・勝浦選挙区における県議会議員の選挙権を有する者の三分の一の数は、次のとおりである。

令和六年五月二十八日

徳島県選挙管理委員会委員長 中 田 丑 五 郎

選挙区名	数
小松島・勝浦	一三、一二人

徳島県選挙管理委員会告示第五十一号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条第一項の規定による県教育委員会の教育長又は委員の解職の請求をする場合の知事の選挙権を有する者の総数のうち四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和六年五月二十八日

徳島県選挙管理委員会委員長 中 田 丑 五 郎

一六七、八四六人